

令和4年6月27日招集

令和4年 第6回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和4年第6回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和4年第6回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和4年6月27日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番 大江 正好	3番 門 脇 功	4番 東海 林 光輝
6番 寒河 江 一浩	7番 庄 子 裕 絵	8番 高岡 貞 雄
9番 仲 野 孝 藏	10番 石 山 一 穂	11番 吉 田 好 春
12番 岡 田 邦 弘	13番 栗 原 洋 幸	14番 阿 部 昇
15番 大 内 恒 一	16番 小 野 博	17番 岡 田 和 敏
18番 瀬 野 幸 太 郎	19番 菅 原 繁 治	

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第11号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 5 報第12号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 6 議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第32号 事業計画変更承認申請について
- 第 9 議第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第10 議第34号 農用地利用集積計画について
- 第11 議第35号 東根農業振興地域整備計画の変更について
- 第12 農地あっせん委員会の報告
- 第13 農地転用委員会の報告
- 第14 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地主査兼係長	松 岡 義 朗	主 任	杉 浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顚末

【議長】

只今から、令和4年第6回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、2番 本田勝彦委員、5番 高岡茂雄委員、
従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

18番瀬野幸太郎委員、1番大江正好委員以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項
第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第5回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料の
とおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第11号、農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第11、議第35
号、東根農業振興地域整備計画の変更についてまでの、2報告と6案件を一括議題といた
します。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和4年、第6回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容についてご説
明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第11号、農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法
第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、
本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号7番、申請者住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。

転用しようとする土地の表示：土地の所在、大字蟹沢字羽黒堂●●●●、地目：田
面積：2,971 m²の内 20.01 m²。土地の所有者：●●●●、転用の理由：農作業小屋を設置する。
所要面積：農作業小屋 20.01 m²。3 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は3 件です。

報第 12 号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、
同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、
本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 45 番、土地の所在：大字羽入字角地●●●●、地目、登記簿：田、現況：畑、
地積：2,256 m²。賃貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：
東根市大字羽入●●●●、●●●●。解約後の利用：自己保全となります。

以下、受付番号 46 番、47 番の 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させて
いただきます。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、18 件です。

議第 30 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求
めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号 49 番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：
田、地積：1,845 m²。譲渡人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。

事由：労力不足 経営面積：33 a。譲受人住所氏名：東根市鷺ノ森一丁目●●●●、●
●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：189 a であります。

以下、受付番号 50 番から 8 頁の受付番号 64 番までの 15 申請は、記載のとおりでありま
すので、説明を省略させていただきます。

9 頁の農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省
略させていただきます。10 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号 65 番、土地の所在：大字蟹沢字羽黒堂●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、
地積：729 m²。貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●・●●●●。事由：労力
不足、経営面積：28 a。借人住所氏名：東根市大字島大堀●●●●、●●●●。事由：経
営規模拡大、経営面積：94 a であります。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略さ

させていただきます。11 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定。

受付番号 66 番、土地の所在：大字松沢字左巻●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：2,830 m²の内 830 m²ほか 4 筆。貸人住所氏名：河北町谷地辛●●●●、●●●●。事由：経営移譲年金受給のため、経営面積：86 a。借人住所氏名：河北町谷地辛●●●●、●●●●。事由：期間満了につき再設定、経営面積：86 a であります。

農地法第 3 条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、2 件です。

議第 31 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 4 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。13 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請関係

受付番号 4 番、土地の所在：大林二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：50 m² 他 1 筆。申請人住所氏名：酒田市旭新町●●●●、●●●●、職業：公務員。東根市大林二丁目●●●●、●●●●、職業：無職。

転用後の主要目的：一般住宅、駐車場、通路他で所要面積計が 392.26 m²であります。

備考として、併用地有ががあります。

以下、受付番号 5 番は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 4 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14 頁をお開き下さい。今月の事業計画変更承認申請は、2 件であります。

議第 32 号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の、促進等に関する、事務処理について」昭和 51 年 9 月 30 日付け、51 構改 B、第 1939 号、農林省構造改善局長通知、に該当するので、本会の意見を求めるものであります。

15 頁をお開き下さい。事業計画変更承認申請関係

受付番号 1 番。当初計画者住所氏名：新庄市若葉町 5 番 5 号、株式会社柿崎工務所 代表取締役 柿崎和朗 職業：建設業。承継者については、当初計画者と同じであります。

承認を受ける土地の所在：中央東一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：536 m² 他 11 筆。用途：当初 26 区画、変更後 30 区画となります。

以下、受付番号 2 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

17 頁をお開き下さい。今月の農地法第 5 条の許可申請は、5 件です。

議第 33 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。18 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 20 番、土地の所在：大字東根元東根字一本木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,751 m²。譲渡人（貸し人）住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●、職業：会社役員。●●●●、職業：会社役員。譲受人（借り人）住所氏名：東根市大字東根甲 5976 番地、株式会社タケダ自動車 代表取締役 武田博志、職業：自動車販売・整備業。転用後の主要目的：自動車整備工場、カーポート、コンテナ、駐車場、通路 他所要面積計が 4,057 m²。備考として賃貸借権設定、併用地有であります。

以下、受付番号 21 番から 24 番までの 4 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。19 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第 4 条、第 5 条及び事業計画変更申請の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。21 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、13 計画です。

議第 34 号、農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。22 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 23 番 土地の所在：大字東根元東根字塔楽●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：59 m² 他 12 筆。売人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●、●●●●。

買人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●、●●●●。利用目的：畑として利用、移転時期：令和 4 年 6 月 27 日、対価、総額：620,270 円、支払方法：口座、支払期限：令和 4 年 8 月 7 日、引き渡し時期：令和 4 年 8 月 8 日、買人の耕作面積は 614 a であります。

以下、受付番号 24 番の 1 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。23 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。24 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 197 番、土地の所在：大字東根元東根字長塚●●●●。地目、登記簿：田、現

況：田、地積：2,704 m² 他1筆。貸人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●、●●●●
エ門。借人住所氏名：東根市大字蟹沢 2231 番地 4、株式会社 H I G U M Aファーム 代
表取締役 熊沢儀行。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和4年
6月27日、終期：令和7年6月26日。賃借料：10aあたり3,403円、3年新規、借人の
耕作面積は1,582aであります。

以下、受付番号198番から25頁の受付番号206番までの9申請については、記載のとおり
でありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を
省略させていただきます。26頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号207番、土地の所在：本丸北二丁目●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、
地積：1,414 m² 他1筆。貸人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●、●●●●。
借人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●、●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目
的：畑として利用、始期：令和4年6月27日、終期：令和14年6月26日、賃借料：無償、
10年新規、借人の耕作面積は191aであります。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりです。

27頁をお開き下さい。

議第35号、東根農業振興地域整備計画の変更について

別紙、土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関
する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、本会の意見を求めるものであります。

28頁をお開き下さい。東根農業振興地域整備計画変更内容

農用地区域除外3件、面積5,811 m²となります。

No.1、中央東一丁目●●●●、台帳地目：畑、現況地目：畑、用途区分：農地、面積：
1,126 m²。所有者：●●●●、申出者：●●●●、事業計画：戸建住宅・集合住宅。

以下No.2、No.3の2件については、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。
29頁をお開き下さい。只今ご説明しました農振除外申請箇所の位置図となります。

また、30頁から35頁が、申請地毎の案内図及び字切図となりますのでご参照下さい。

以上で、報告案件2件と、議案6件の説明を終わります。よろしくご審議くださいます
よう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第12、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
9番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【9番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告

農地あっせん委員会を6月21日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請16件、賃貸借権設定の許可申請1件、使用貸借権設定の許可申請1件、合計18件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る6月17日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号49番から54番及び、59番、60番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号55番の申請事由は、相手方の要望となります。受付番号56番の申請事由は、売買契約の解除となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号65番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号66番の申請事由は期間満了に伴う再設定となります。

これら12案件は、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

なお、所有権移転の許可申請のうち、受付番号57番、58番、及び、61番から64番までの6案件については、申請農地に無断で盛り土が行われ、残土が置かれている状態にある事から農地法違反の事案であること、並びに、近隣農地、農道等への土砂流出も懸念される事から、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件に抵触する恐れがあるため、許可は認められないとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第13、農地転用委員会の報告を農地転用委員会副委員長より求めます。

3番、門脇 功農地転用委員会副委員長。

【3番門脇 功農地転用委員会副委員長】

はい、3番門脇です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を6月21日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、事業計画変更承認申請 2 件、農地法第 4 条による許可申請 2 件、農地法第 5 条による許可申請 5 件、東根農業振興地域整備計画の変更 3 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 6 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてですが、受付番号 1 番については、建築条件付売買予定地を整備するものとして 5 条許可を受けたものですが、設計内容等の見直しにより区画数等を変更するものであります。

受付番号 2 番については、当初、一般住宅を整備するものとして 5 条許可を受けたものですが、申請人の事情により住宅としての計画を断念することになり、農業用ハウスを利用した屋内練習場等を整備するものであります。

次に、農地法第 4 条申請についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 4 番及び 5 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 4 番は一般住宅、受付番号 5 番は駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

なお、受付番号 5 番については、すでに駐車場として整地されている事による追認案件であり、申請人より顛末書も出されております。

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 20 番、21 番、22 番及び 23 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 20 番は自動車整備工場、受付番号 21 番は駐車場、受付番号 22 番は宅地分譲、受付番号 23 番は駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号 24 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して、建築条件付売買予定地を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

次に、東根農業振興地域整備計画の変更についてであります、農用地区域除外の 3 件につきまして農地転用案件と同様に事務局及び当番委員による現地調査、さらに、独自調査を基に内容を慎重審議した結果、申請番号 1 番については、市役所から概ね 500m の区域

内に、一般住宅並びに共同住宅、申請番号2番については、鉄道の駅から概ね500mの区域内に、駐車場、申請番号3番については、鉄道の駅から概ね500mの区域内に、小売店舗を整備するものであります。いずれの申請につきましても同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみたところであります。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第14、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

それでは15分をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【12番 岡田邦弘委員】

12番岡田です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第30号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 31 号及び 33 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 32 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 34 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 35 号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【16 番 小野 博委員】

16 番小野です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 30 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 34 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【10 番 石山一穂委員】

10 番石山です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 30 号については、経営規模拡大、相手方の要望、期間満了につき再設定及び売買契約の解除によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、受付番号 57 番、58 番、及び 61 番から 64 番以外の 12 件は労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

受付番号 57 番、58 番、及び 61 番から 64 番までの 6 件につきまして、要件を満たしてい

ないことから許可しないことの意見の一致をみました。

議第 32 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 33 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 34 号については、水田として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 35 号につきましては、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第11号、農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第12号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに議第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第 30 号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、受付番号 57 番、58 番、及び 61 番から 64 番を除く 1 2 件については許可すること、受付番号 57 番、58 番、及び 61 番から 64 番までの 6 件については許可しないことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 30 号について、受付番号 57 番、58 番、及び 61 番から 64 番を除く 1 2 件については許可すること、受付番号 57 番、58 番、及び 61 番から 64 番までの 6 件については許可しないことに決しました。

次に、議第31号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第32号、事業計画変更承認申請について、議第33号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て、議第34号、農用地利用集積計画について、議第35号、東根農業振興地域整備計画の変更について、以上5案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第31号から議第35号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付すること、承認相当との意見を付すること、決定すること及び、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第31号から議第35号について、許可相当の意見を付すること、承認相当との意見を付すること、決定すること及び、同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和4年第6回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前10時40分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員